

第 4 2 号

NPO 建築 G メンの会
東京都多摩市永山 4-2-4-108
発行責任者: 理事長 大川 照夫
TEL 042-311-4110
FAX 042-311-4125
E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp
HomePage URL
<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/>



- イベント報告……………1
- 阪神大震災から……………3
- 10年を振り返って……………5
- 構造コラム……………6
- 新任建築Gメンの抱負……………7
- 事務局からのお知らせ……………7

イベント報告

講演 相談会報告

「失敗しない住まいづくり」

平成18年度に入り始めての地区講演会無料相談会を、当会千葉グループが7月9日(日)に千葉県四街道市文化センターに於いて(財)四街道市施設管理公社との共催及び四街道市の後援を受けて「失敗しない住まいづくり」の主タイトルにより開催致しました。

当会千葉グループの石岡善正常任理事と下堀克巳社員が講演を行い、無料相談会では11名の相談者に、当日参加の千葉グループ社員8名が対応いたしました。

参加者は、共催の(財)四街道市施設管理公社から4名と、市役所職員を含む一般消費者47名の多くの方に集まり頂き、盛況のうちに終了することができました。

最初に、(財)四街道市施設管理公社の久留戸邦彦事務局長よりご挨拶があり、この講演会は当施設管理公社が平成18年度の文化事業(市民講座)として「建築Gメンの会」との共催で行うことの趣旨を説明

され、更に建築Gメンの会を紹介頂きました。引き続き、当会梶田昌明理事の総合司会により講演に入りました。

「講演1」

「欠陥住宅を掴まない為に」

「欠陥やトラブルの実態と防止対策」

講師 当会常任理事 石岡 善正

欠陥とトラブル

(建物の欠陥・設計、工事監理に係わる問題・施工業者に係わる問題・契約に係わる問題・その他) 計画から完成引渡しまでの注意点

(設計事務所や業者選び・設計・契約・施工・竣工、引渡し・その他) 悪質リフォーム被害に遭わない為に (悪質リフォーム業者の手口と流れ・対処方法)

以上の3項目について、講師自らが依頼を受けた相談や建物調査におけるトラブルと欠陥について、OHPによる実態写真を紹介して分かりやすく説明され、悪質リフォーム被害については業者の悪質な手口の事例説明とその対処方法につ

いて講演され、参加者が熱心にメモを取られていることが印象的でした。

「講演2」

「建築住宅の欠陥を発見・・・」

その対策

「新築、購入を考えたらここに注意」

講師 当会社員 下堀 克巳

住宅を買うおう(新築しよう)と思つたら、いの一に大切に事は其の地盤です。 小屋裏の換気は大丈夫か。 床下の状況を確認する。 天井裏が上がってみる。 床の傾斜「ピンポン玉、パチンコ玉」を転がしてみる。 外部の傾き、内部の傾きを計測する。

「世界の住宅保証制度と日本の住宅保証制度」について 講師は、四街道の土地柄はもともと里山であり風光明媚にして住み易い人里であること、時代の流れにより開発等が進み現在の街並があることを話されて、まず家を建てる時・買う時には其の地盤がもともとはどういう自然環境(山、沼、川、田、畑等)にあったかを知ることが

重要であることを話され、誰にでも建物を調べることが出来る方法について、「一緒に住宅の買い物と住宅造りの勉強をしましょう」と講演されました。



講演する下堀社員

さらに、「世界の住宅保証制度」の普及率を数値で示し、これに対する現在の「日本の住宅保証制度」には何があるのかを説明し、我が国の普及率もさることながら住宅保証が希薄であることを指摘されました。

「**無料相談会**」

11名の相談者のほとんどの方は、事前に(財)四街道市施設管理公社と建築Gメンの会千葉グループに予約されて参加されました。

相談の内容は大別すると次の通りです。

施工会社に関する相談	3 件
開発に関する依頼業者と申請に関する相談	1 件
湿気対策に関する相談	1 件
耐震に関する相談	2 件
新築に関する相談	2 件
リフォームに関する相談	2 件
施工会社とのトラブルに関する相談が相変わらず多いが、各相談の内容は多種多様で、過去の他地区での相談会と同じように「同質の悩み」を抱えた方がまだまだ一向に減らないことを痛切に感じました。	

文責 理事 松下 峻夫

講演会報告

千葉県佐倉市依頼講演

(佐倉市消費者大学講座)

講師 当会副理事長 川口晴保

06年7月13日(木)に、佐倉市の京成佐倉駅北口にある「ミレニアムセンター佐倉2階ホール」に於いて、当会川口副理事長が「欠陥住宅やリフォームトラブルとその対策」と題して講演しました。

この講演は佐倉市消費生活センターからの要請によるもので、佐倉市の消費者啓発事業の一環として平

成18年度に計画された「消費者大学講座」による講義として、ひな壇のホールに約60名と多くの方が参加されて行われました。

講演では、まず建築基準法第一条(目的)に示されている、この最低基準を満たしていない欠陥住宅が、今日においても多く造り出されておりこれを放置しておくわけにはいかないうことを述べられ、前半を「欠陥住宅とその対策」と題して欠陥(瑕疵)とはどんなものなのか、そしてその予防方法や対処方法、更には一般消費者でも可能な欠陥(瑕疵)の見分け方等について、そして後半は「リフォームトラブルとその対策」について以下の内容で進められました。



講演する当会川口副理事長

「**講義1**」

「欠陥住宅とその対策」

欠陥(瑕疵)住宅とはどのような住宅を指すのか。

瑕疵とはどういうことかについて、我妻栄博士が述べられている「瑕疵概念」を述べられ、そして当会の中村幸安顧問が「建築の瑕疵に関する研究」としてその概念規定について日本建築学会においてすでに発表されたその具体的内容「瑕疵12項目」を、一項目毎にわかりやすく解説され、また建築Gメンの会はこれらをもって瑕疵の判断基準としていることを述べられました。

建物に現れる具体的欠陥(瑕疵)にはどのようなケースがあるのか。

一戸建て住宅と共同住宅の欠陥ワースト10を上げて、1〜10までのそれぞれについて具体的な事例や数値を出して解説されました。

欠陥住宅をつかまないための方法(未然防止)。

契約から完成までの未然防止のポイントについて、「契約事項の重要性」、「設計図書の詳細点検」、「敷地の地質調査」、「基礎工事および上棟後の検査」、「防水工事のチェック」、

「完成引渡し前の駄目検査」等の11項目について、失敗(トラブル)事例を加えながら解説されました。

欠陥住宅をつかんでしまったときの対処方法。

設計者・監理者・施工者のそれぞれの役割と立場及び責任義務について三権分立に例えて解説した後、欠陥住宅をつかんでしまった時の対処を具体的に述べられました。特に書面による質問・回答を行うこと、自分で判断できない時は第三者の専門家に依頼すること等のアドバイスがありました。

「講義2」

「リフォームトラブルとその対策」

リフォームを何の為にやるのか其の目的をはっきりすること、そして悪質な業者や、悪徳商法被害に遭わないために知っておかなければならない知識と予防について、更にトラブルや被害にあった時の対処方法として消費者契約法・クーリングオフ・暴利行為による契約解除等を解説され、悪質な業者が横行する背景には「協会や団体に属さない業者」「建設業法において、500万円未満の工事や木造住宅建築一式工事

の延べ面積が150㎡未満の場合、建設業の許可が不要なこと」「補助金の申請が可能な工事を悪用するケース」等の説明をされました。

講義は以下の項目によって解説されました。

リフォームの目的を明確にすること。

リフォーム工事のトラブルの実態。

リフォームトラブルの防止方法。トラブルや被害に遭ってしまつたときの対処方法。

不誠実なリフォーム業者が横行する原因・背景。

最後に、耐震偽装問題に絡んでの建築物の安全性の確保を図る為の建築基準法等の一部を改正する法律内容」について説明され、今回の改正内容はまだまだ不十分な点が多いことを指摘されてすべての講演を終りました。

文責 理事 松下 峻夫

特集 連載

阪神大震災から10年を振り返って

この連載特集は、04年11月に行われた建築Gメンの会セミナー(於、国民生活センター)においての講師狩野芳一先生のご講演内容をお届けします。

連載第10回目

『日本の耐震構造の発展史』

「新耐震設計法」

講演 明治大学名誉教授 狩野芳一

これは、志賀先生の図をもう一歩進めたもので、十勝沖地震当時の建物の耐震性能を強さだけでなく粘りの程度も加味して評価したものです。横軸に耐震性能を表す指数の値をとって、実際の建物ではどのような耐震性能を持つものがどういう数で分布しているかを表しています。これをみると、余り強いものもないけれども、余り弱いものもない、結構な強さを持っているものがこの辺のところにピークがある、こういうことです。

その中に、十勝沖の地震で壊れたものをプロットしていきますと、この部分が壊れているということが中笠さんの研究でわかりました。おもしろいのは、どこかある強さを境に、それより弱いものは全部壊れて、それより強いものは全部壊れない

と、ぴしゃっと分かれるわけじゃないんですね。これはちょっとお考えになればわかりますね。弱いものはたくさん壊れるけれども、ある程度強くなると、その中で壊れないものがだんだん増えてくる。だから、ある強さの中でこういうふうな山形の中に入っているものが何らかの理由で壊れる。ということ、そうすることで、こういう強さ分布を持つていような建物群に、こういう破壊分布を持つていようなものが考えられるとすると、地震の強さが1.5倍、2倍になったら、破壊は実はどれだけ増えるかということ、中笠さんは計算しています。これは十勝沖地震のときで11%です。それが1.5倍。これは、阪神の直前に我々が考えていた地震の強さです。そういうものが来ると34%壊れちゃう。もし十勝沖の2倍の地震が来たら半分壊れちゃうというのが、中笠さんの研究の成果です。ですから、何としてもこういう被害を防ぐ新

しい設計方法が必要であったわけです。それが新耐震設計基準、新耐震設計法と俗に言われるもので、1980年に決められて1981年に施行されました。

今まで少し細かいことを申しましたから、ここでは余り細かいことは言いません。要するに新しい耐震性能、大地震に対する安全性について新しい考え方を導入すると。もし強くできにくい建物なら、うんと大きな変形にも耐えられるようにしてやれば、壊れるまでのエネルギー吸収能力を確保できるから壊れないで済む。もちろん、この間に損傷は生じます。損傷は生じても壊れないようにしようということです。もし逆に、れんが造のようにどうやっても粘り強くできない建物があったら、それは今の基準レベルよりもずっと強く設計しなくちゃいけない、そういうことです。建物の粘り強さの性質に応じて、建物に与える最小限の強さを別々に決めましようというのが新耐震設計法の特徴であったと言っています。

ころになると、地動の加速度というのは地震の破壊力の尺度としては不正確だということがわかってきました。ちょっとお考えください。こういう建物に、大きな力であっても、ごく瞬間的にかかったら壊れませんが、エネルギーというのは加速度ではなくて速度に係るんですね。だから、地震の加速度ではなくて速度が破壊力の尺度になるという考え方にこのころから変わっていきます。それはともかく、要するに、我々としては40galぐらいの地震をそのときは想定していた、そう思ってくださいということです。

こういうふうな耐震構造設計基準の変化、71年にはとりあえずということ、今までの強さだけではなくて粘り強くしようという改定をした。81年には、本格的に粘り強さに応じた耐震性能を評価できるような基準に変えた。2段階で耐震構造設計基準が変わったということです。

そういう変化を通じて、我々は、

阪神大震災の前にどんな認識を持っていたかということをもひとつ白状しなさいませぬ。これは実は私が、阪神大震災の前年、十勝沖と同じような三陸はるか沖地震というのがありました。その三陸はるか沖地震で、十勝沖で大丈夫だった建物はどうなったか、十勝沖の後で耐震補強をした建物はどうなったか、それが見たかったので行ってきてんですけれども、その帰りの汽車の中でまとめてみたものです。

いつも我々は、地震が起こった後で、その前はこう思っていたということを書いてある、だけれども、自分でじつと自分の心の中を見ると、起こった後は見たことに何とか合わせてうまく言おうという気持ちが残念ながら働くんですね。これは嫌だから、自分の逃げ場所がないように、今、将来どういいう地震が起きたらどうなるか自分が思っているか書きとめておこうと思っていて、帰りの汽車の中でつくったのがこれだったんです。

ここだけをこらんだと、今我々が考えている大地震というのはこの程度のことを考えている、そ

う思っていましたから、先ほど、神戸で記録された50gal、60galというのはちよいと大きいということを申し上げたわけです。超高層の設計では、40gal、50galでもあまり傷がないという設計をします。ですから、壊れるまでにはもつともつと大きな地震に耐えられる。ただ、最近の超高層ではちよつと怖いものがあるので、それはまた別の問題にします。

それから、想定される大地震に対する被害率として私が思っていたのはこんなことです。もし1971年以前の建物があったら、想定しているような地震が来たときに中破以上になるのは20%から25%ぐらいであろう。新耐震の結果でもゼ口にはならない。5%と聞きたいけれども、8%ぐらいはあるんじゃないか。これは、工法というのがいつも正しく使われるとは限らないんですよね。ある1つのやり方がある、と、形だけそのやり方やって、そのやり方の意味を考えずに設計する人というのが必ず出てきます。

例えば、さっきピロティ型の建物が壊れたと言いましたね。あれは

どうやって設計したかといいますが、アパートで1階は駐車場にする、当然柱しかつくれませんね。2階以上は住居だから壁がある。壁が本当にあると本当にピロティーになっちゃうので、新耐震設計法ではバツになるんです。できない。そこで何をやるかというところ、壁を薄くするんですね、壁と柱の間を縁を。薄くしたことで柱と壁は縁が切れました、だから壁はないことにしました、全部柱と梁だけで設計できて建物だとしましょう、そうやって設計しちゃうわけです。そうすると計算上はオーケーになるわけです。ですけども、厚さを半分ぐらいにしたのでは、柱と壁の縁なんて切れるものじゃないんですよ。だから、実際に地震が来たときには壁があるものとして働きます。つまり、設計者としては避けたはずのピロティーの建物として働く、だから壊れるわけです。地震というのは自然の論理に従うのであって、人間のつくった論理で手かげんしてくれろということはないんです。そういうものが必ずありますから、残念ながら、新耐震といえどもゼロという予想

は立てられませんでした。

古い木造はもつといいと思っていまいましたが、実は40%壊れてしまつた。新しい構造形式の木造は多分余り壊れないと思つていましたけれども、やはり壊れませんでした。これは、自慢するつもりで申し上げているのではありません、私たちの偽りのない当時の頭の中だったということをわかつていただきたくて申し上げたんです。

誤解を恐れずに申し上げます、10年前に兵庫県で起こつた地震被害は、大筋としては当時の耐震技術の中で予測不可能なものではなかつたということになります。それだけに、また、あれだけの災害をなぜ防ぐことが出来なかつたかということ、痛切に思わずにはいられませ

次号に続く

(次号は最終回です)

第2回

構造コラム

文責 理事 佐藤賢典

(技術研究部会・構造)

「ベタ基礎工法なら安全なの?」

不動産屋さんのチラシやハウスメーカーのカタログには「耐震性の高い剛強なベタ基礎工法を採用・・・等々」誇らしげに謳っているものを見かけます。はたしてベタ基礎工法はそんなに耐震性が高いのでしょうか?

建物は地盤で支えなくてはなりません。建物と地盤をつなぐ部分が基礎で、主に杭基礎(支持杭・摩擦杭)、直接基礎(ベタ基礎・布基礎・独立基礎)の工法があります。

ベタ基礎とは、建物の1階の床面全体を板状のコンクリートとして施工する工法で、住宅程度では地表面の土(表土)を少しばかり削り取る、若しくは既存の表土面に直接、碎石等を敷き、締め固め(転圧)、湿気防止用のシートを敷設した上に厚さ12cm、18cm程度の鉄筋コンクリート版を造るもので「マット基礎」とも呼ばれています。

建物の重さを平面全体で地盤に伝えることができ、比較的同一沈下が起こり難い工法ですが、基礎工法の選択は地盤の強度や特性を考慮した上で行わないと思われぬトラブルも起きます。



図に示す中央の表部分はスウェーデン式サウンディング試験 (SS 試験) と呼ばれる地盤調査試験データを抜粋したものです。この報告書の考察には「 30 kN/m^2 ($\approx 3.0 \text{ t/m}^2$) 基礎にて設計して下さい」と記載されておりました。

これは国土交通省告示第 1347 号「地盤の許容応力度が 20 kN/m^2 未満の場合、杭基礎。 20 kN/m^2 以上 30 kN/m^2 未満の場合、杭基礎又はベタ基礎。 30 kN/m^2 以上の場合、杭基礎、ベタ基礎又は布基礎・・・云々」の規定に基づく報告書作成者の提案です。

これを設計担当した一級建築士さんは、提案(考察)を鵜呑みにし、ベタ基礎工法(図の左側)を選択しました。

しかし、建物は僅かではありませんが不同沈下を起こし、床下を調査すると、コンクリート底盤面に不規則で最大幅 1.6 mm ものクラック(ひび割れ:写真参照)を生じていることが判りました。

鉄筋の配置やコンクリート強度等、いくつか施工不良の要因もありますが、地盤の評価を誤ったことは否

めません。

ベタ基礎底盤面下と表を見比べると、深度(地表面からの深さ) 25 cm の支持力は 30 kN/m^2 となっておりますが、以深 50 cm までの支持力は 10 kN/m^2 とされており、土質も「粘性土」とあります。この層は、あまり強度の期待ができないもので、沈下の可能性もある地盤です。

施工者は「砕石をランマー(振動により突き固める機械)にて充分転圧し、地盤改良したから責任はない」と主張しますが、ランマーで砕石や地盤を 50 cm も転圧できるはずはなく、又そのような施工は地盤改良ではありません。

本件のような地盤調査結果が出た場合、図の右側にあるように、根伐(基礎を設置する深さまで地盤を掘り下げる)は深くなりますが「布基礎」という選択肢もあったのでは



ないでしょうか。

法律的には建築基準法施行令第 38 条 1 項「建物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なもの」、同条 3 項「基礎の構造は・・・地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定める構造方法(前記、告示第 1347 号)を用いる」とされており。

本件のような不同沈下やクラックは基礎の構造強度、しいては耐震性をも著しく低下させたと見え、住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)によれば基礎の瑕疵(本来あるべき性質や要件の欠如)と扱われます。これは施工者にとっては極めて厳しく、無償修繕若しくは契約解除を求められることにもなります。基礎の修繕は技術的にも費用的にも困難なことから、地盤は慎重かつ正確に評価する必要があります。しょう。

新任建築 G メンの抱負

今年行われた第 5 回建築 G メン認証試験において、新たに 5 名の建築 G メンが誕生しました。前号に引き続き、新任 G メンの抱負を紹介します。

社員 鈴木 覚



この度「建築 G メン」としての認証を頂きました鈴木覚と申します。私は、稲城市で建築積算事務を行っています。主に RC 造のマンション、事務所ビル、特老施設等々の「数量積算業務」になります。

日々、不完全・未完成な図面と格闘しています。そんな中でも、希に食い違いのない描き込み十分な「完璧図面」に出会う事があります。

「さすが設計のプロだな！」と脱帽し敬意をいたく事もあります。全ての設計図面がこの様であって欲しいものです。

私と「建築 G メンの会」との関わりは、欠陥住宅を持つ「相談者」としての立場でした。(恥じを忍んで

公表)
当事者になり初めて見えてきました。
法律の不整備、行政の指導不足、売

主・施工者・仲介業・金融業の各担
当者の無責任でいい加減さ...うつ
かりしているといつでも被害者に
させられる現状。本当に悲しくなり
ます。

2年半前、「建築Gメンの会」の
活動内容に共感し、「住宅を購入する
人や欠陥住宅で困っている人の力
になってあげたい。」そんな気持ち
から入会を決意。

研修会等では「瑕疵の判断基準」、
「調査報告書の纏め方」、「契約に関
する法律知識」など多方面な分野も
学んできました。

建築業界に限らず、最も大切な
「人命」を重視すれば自ずと行って
良い事、悪い事は明らかな筈。しか
し、利益優先ばかりを追い求め大切
な事を見失ってしまう会社(個人)
がいる現実は否定できません。

そうであれば、各自で自己防衛をし
なければなりません。
一番の防衛は、「欠陥住宅」を買わ
ない事と考えます。(自分の事はさ

て置き...)その為には、ある程度の
コストも覚悟し積極的に専門家に
相談しながら住宅購入を進める必
要があります。

将来的には、住宅購入者に専属の建
築専門家がサポートする制度の必
要性さえ感じます。何故なら、失敗
すればあまりにも多くの「労力」・
「時間」・「コスト」が無駄になるか
らです。

私は、自ら高い倫理観を持ち続け、
正確な住宅調査、丁寧な説明を心掛
け、公平・公正な姿勢で業務を行っ
て参ります。

「誰もが安心して質の高い住宅を
購入でき、そこで幸せに暮らせる。」
微力ではありますが、努力し続ける
覚悟です。

会の活動にご協力ください!

会員の種類	年会費
社員	24,000円
消費者社員	12,000円
会員(個人)	6,000円
会員(団体)	48,000円

ご入会の際は入会申込書が必要です。

事務局からのお知らせ

2006年度役員のご紹介

6月10日の定例理事会において、
あらかじめ総会で選任された理事
の互選により、本年度の当会役員が
以下の通り決定いたしました。なお、
氏名下欄の括弧内の表記はそれぞ
れが担当する部会を示し、うち部会
名を で囲んで表示しているもの
については、その理事が当該部会
長であることを示しています。

顧問
中村幸安

理事長

大川照夫「財務部会」技術研究部
会(法務・法規)」

副理事長

第1位・田中肇子「技術研究部会
(法務・法規)」

第2位・川口晴保「広報部会(会
報、HP担当)」

常任理事

大川照夫

田中肇子

川口晴保

石岡善正「総務部会、広報部会(会
報担当)」

報担当)」

石川芳久「技術研究部会(設備)
研修・講習部会」

田岡照良「渉外部会、出版」

原田久義「研修・講習部会、技術
研究部会(構造)」

理事

赤坂裕志「研修・講習部会、総務
部会、技術研究部会
(法務・法規)」

小野裕己「研修・講習部会」

佐藤賢典「渉外部会、技術研究部
会(構造)」

杉山尚子「広報部会(HP担当)」

高木幸一「研修・講習部会、広報
部会(会報担当)、渉
外部会」

塚田泰大「広報部会(会報担当、H
P担当統括)、総務部会」

槻田昌明「広報部会(会報担当)」

中山良夫「出版部会、財務部会」

松下峻夫「広報部会(会報担当統括
HP担当)、渉外部会」

松永勝利「渉外部会」

山本孝「広報部会(会報担当)
総務部会、技術研究部会
(法務・法規)」

監事

大木昭治

2006 年度第 7 月期の

電話相談業務等実績

○ 月別相談件	7 月期	62 件
○ 相談内容の内訳		
● 調査問合せ	19 件 (35 %)	
● 瑕疵問題	11 件 (20 %)	
● マンション問題	5 件 (8 %)	
● 設計問題	3 件 (7 %)	
● 検査問合せ	3 件 (7 %)	
● リフォーム一般	2 件 (4 %)	
● 土地相談	2 件 (4 %)	
● 近隣問題	2 件 (4 %)	
● その他	6 件 (11 %)	
○ 調査 (見積り) 依頼件数	23 件	
○ 主な内容		(有効数) 53
● 瑕疵総合調査	6 件	
● 売買物件の引渡し前の検査	6 件	
● リフォーム関連調査	3 件	
● 耐震診断	2 件	
● 雨漏り原因調査	1 件	
● 工事中の第三者検査	1 件	
● その他	4 件	

○ 相談窓口の情報源

● インターネット	13 件
● 新聞・雑誌	2 件
● 行政窓口	1 件
● 業界団体	1 件
● 書籍	1 件
● 口コミ	1 件
● テレビ	1 件
● その他	0 件
(有効数)	20

件数は事務局で集計可能なもののみ掲載



無料電話相談「住まい110番」は全国40箇所以上に窓口を設置。042-311-4110 にて相談内容に応じて各窓口をご案内致します。

業務完了後アンケートから

事務局では、調査業務完了後に依頼者へアンケートのご協力を頂いております。ご回答いただいた中からのご紹介です。

【 Q1 今回の調査等に関して 】

素人でもおかしいと思えるものに対して言い逃れしにくい設計、施工業者に、第三者的な立場からのコメントをしていただき助かりました。木造住宅業界(この地域)のレベルの低さに驚きました。

【 Q2 当団体の活動に対して 】

欠陥住宅を造る人達、すなわち自分の仕事にプライドや誇りを持たない利益のみを追求する設計者や施工業者に苦しめられる消費者の味方であり続けていただきたいです。

(新潟県 M 様・06 年 7 月)

編集後記

今年度の会報は新体制のもと、7名の会報担当の輪番制により多彩なより一層充実した内容の編集を行っていきます。多くの皆様から御愛読頂けるよう、会報担当一同努力してまいりますので、どうか宜しく御願い致します。次号は連載特集「阪神大震災から10年を振り返って」の最終回となります。長期にわたる御愛読ありがとうございます。今後も沢山の企画を掲載していく予定です。乞う御期待下さい。

(か)

書籍の紹介

【監修】当会常任理事・渉外部会長 田岡照良



携帯に便利なポケットサイズ

あなたの家は大丈夫？
マンション再チェック
ハンドブック

(株)あおば出版 / 定価 700 円
耐震偽装マンションを再チェック 重要チェックポイントはズバリココ 購入時のパンフレット、契約書を見直そう マンションのクオリティを再確認！ マンション危険度 Yes・No チェック 問題発見時のさまざまな対処方法

【監修】当会理事長 大川照夫 / 事務局長 中山良夫



うちは大丈夫なの!?
自分でできるマンション診断

英知出版(株) / 定価 950 円

あなたのマンション命に関わる危険度をチェック！ ストレスのない暮らしのために知っておきたいマンション知識 自分の家が欠陥マンションだったら

お詫びと訂正

この度本書に誤りがありました。編集、構成担当者の手違いです。出版元の HP より修正ページの PDF 配布を行っております。当会の HP からダウンロードできます。